

○ 招 集 告 示

坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第1号

令和3年2月9日第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部に招集する。

令和3年1月21日

坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 石 川 清

○ 会 期

令和3年2月9日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

1 番	中	村	拡	史	2 番	内	野	嘉	広
3 番	松	尾	孝	彦	4 番	藤	野		登
5 番	宮	坂	裕	之	6 番	長	谷	川	清
7 番	森	田	文	明	8 番	猪	俣	直	行

不応招議員（なし）

令和３年第１回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会

○議事日程（第１号） 令和３年２月９日

日程第１ 会議録署名議員の指名について

日程第２ 会期の決定について

日程第３ 諸報告

□ 現金出納検査の結果について（監査報告第１号）

日程第４ 議案第 １号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸・鶴ヶ島消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例関係）

日程第５ 議案第 ２号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係）

日程第６ 議案第 ３号 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第７ 議案第 ４号 坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例制定の件

日程第８ 議案第 ５号 坂戸・鶴ヶ島消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第９ 議案第 ６号 坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第１０ 議案第 ７号 坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第１１ 議案第 ８号 坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

日程第１２ 議案第 ９号 埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について

日程第１３ 議案第 １０号 令和２年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第２号）を定める件

日程第１４ 議案第 １１号 令和３年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件

日程第１５ 閉会中の事務調査について

日程第１６ 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1 番	中	村	拡	史	2 番	内	野	嘉	広
3 番	松	尾	孝	彦	4 番	藤	野		登
5 番	宮	坂	裕	之	6 番	長	谷	川	清
7 番	森	田	文	明	8 番	猪	俣	直	行

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	石	川		清	副管理者	齊	藤	芳	久
会 計									
	鈴	木	光	一	消 防 長	中	村	政	美
管 理 者									
参 与	鹿	ノ	戸	和	次 長	神	田	栄	彦
副 参 与									

（坂 戸

	清	水	浩	美	庶務課長	沼	田	淳	司
消防署長									
事務取扱)									
予防課長	今	野	淳	一	警防課長	吉	川	正	晃
					鶴ヶ島				
指令課長	山	岸	久	人		小	川	浩	明
					消防署長				
監査委員	田	中	浅	男					

事務局職員出席者

書 記	佐	藤	将	人	書 記	松	本		修
書 記	宮	崎	剛	明	書 記	綿	貫	智	子
書 記	山	田	晋	也					

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○藤野 登議長 議員の皆さん、おはようございます。

現在の出席議員、8人全員でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

(藤野 登議長起立)

○藤野 登議長 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中をご出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、説明者におかれましても、ご多用の中、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、御礼を申し上げる次第であります。

本日は、「令和3年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」を含む11議案が提出されております。本組合充実のため、何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご議決とともに、議事の運営につきまして格別のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

(藤野 登議長着席)



◎議事日程の報告

○藤野 登議長 議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

直ちに本日の議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名について

○藤野 登議長 日程第1・「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において

3番 松 尾 孝 彦 議員

5番 宮 坂 裕 之 議員

の両議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○藤野 登議長 日程第２・「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和３年２月第１回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

□ 現金出納検査の結果について（監査報告第１号）

○藤野 登議長 日程第３・「諸報告」をいたします。

監査委員より令和２年10月分から12月分の現金出納検査の結果報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職・氏名並びに事務局職員の職・氏名を一覧表として配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎議案第１号～議案第１１号の一括上程について

○藤野 登議長 お諮りいたします。

日程第４・議案第１号・「専決処分の承認を求めることについて（坂戸・鶴ヶ島消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例関係）」から日程第14・議案第11号・「令和３年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎議案第1号～議案第11号の一括上程、説明

○藤野 登議長 日程第4・議案第1号・「専決処分の承認を求めることについて（坂戸・鶴ヶ島消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例関係）」から日程第14・議案第11号・「令和3年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」までを一括議題といたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

（石川 清管理者登壇）

○石川 清管理者 おはようございます。ただいま議題となっております議案第1号から議案第11号までの11件につきまして、順次提案の理由をご説明申し上げます。

まずはじめに、議案第1号・「専決処分の承認を求めることについて（坂戸・鶴ヶ島消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例関係）」であります。坂戸・鶴ヶ島消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認をお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を受け、一般職の期末手当と同様に、議員、管理者及び副管理者の期末手当の額を、それぞれ0.05月分引き下げる改正を行ったもので、令和2年11月27日付で専決処分し、同日付で公布いたしましたので、同法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第2号・「専決処分の承認を求めることについて（坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係）」であります。坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認をお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を受け、従来どおり両勧告を尊重するとともに、国及び構成市との均衡を考慮しつつ、一般職の期末手当について0.05月分の引下げ改定を行ったもので、令和2年11月27日付で専決処分し、同日付で公布いたしましたので、同法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第3号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件」であります。消防本部及び消防署については、消防組織法第9条の規定に基づき、その消防事務を処理するための機関として設けられていることから、その趣旨を明確にするため、改正しようとするものであります。

次に、議案第4号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例制定の件」であります。令和3年4月1日から消防本部及び消防署の機構改革を行うことに伴い、所属名の変更が必要になることから改正しようとするものであります。

内容といたしましては、「坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例」、「坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例」及び「坂戸・鶴ヶ島消防組合行政不服審査会条例」において、庶務を行う担当を庶務課から総務課に改めるものであります。

次に、議案第5号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」であります。専決処分で行いました議員・管理者及び副管理者の期末手当0.05月分引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当の支給率を改正しようとするもので、6月期及び12月期に支給される割合をそれぞれ2.225月に改めるものであります。

次に、議案第6号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件」であります。専決処分で行いました一般職の期末手当0.05月分引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当の支給率を改正しようとするもので、6月期及び12月期に支給される割合をそれぞれ1.275月に改めるものであります。

次に、議案第7号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件」であります。人事院規則の一部改正に伴い、人事院から「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等手当の特例について」の通知が、また総務省からは「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」の通知が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たることとなる職員の業務体制の確保及び円滑な業務遂行のため、適切に対応するように示されたところであります。

それに伴い改正するもので、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対し、消防出動手当の特例として手当を支給するものであります。

次に、議案第8号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件」であります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な内容といたしましては、急速充電設備の全出力の上限が50キロワットから200キロワットに改められ、併せて急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する規定の整備を行うものであります。

次に、議案第9号・「埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について」であります。地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合において「埼玉西部地域消防指令事務協議会」を設置することについて協議したいので、同法第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第10号・「令和2年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第2号）を定める件」であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億38万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,525万9,000円にしようとするものであります。

主な内容について申し上げますと、年度末となり事業費の確定に伴い、歳入につきましては組合債の限度額を変更する等所要の措置を行うほか、歳出につきましては歳出科目ごとに事業費の確定に伴い不用額が見込まれるものにつきまして、減額措置を行おうとするものであります。

なお、歳出に見合う財源といたしましては、決定いたしました国庫支出金を計上するとともに、構成市負担金をはじめ他の歳入科目を減額し、収支の均衡を図ったものであります。

次に、議案第11号・「令和3年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」であります。令和3年度一般会計予算につきましては、本組合の構成市であります坂戸市及び鶴ヶ島市を取り巻く極めて厳しい財政状況を十分認識し、財政の健全性を堅持しつつ、市民生活の安全・安心を確保するため、災害に強いまちづくりの実現を目指して、総合的で広範囲にわたる消防防災体制の整備を確立するため、事務事業を計画的に執行することを基本とし、予算の総額につきましては歳入歳出それぞれ24億9,469万6,000円といたしました。これは前年度当初予算と比較いたしますと1億4,075万9,000円の減となっております。

はじめに、歳出予算計上額の主な内容について申し上げますと、まず議会費及び監査委員費につきましては、報酬のほか一般経常的経費を計上するとともに、一般管理費につきましては組合の財産管理上必要とする経費及び事務執行に要する経費が主な内容であります。

次に、常備消防費につきましては、主要事業といたしまして人員関係であります。令和2年度退職者等が6名でありますことから、その補充及び消防力充実強化といたしまして新たに8名を採用し、208名とするものであります。

また、職員の給与費と職員研修事業、その他事務・事業の執行上必要な経常的経費であります。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大状況を注視し、感染予防対策を取りながら、市民参加による防火・防災講習会の開催をはじめ、火災による死傷者の大半を占める住宅火災を未然に防止するため、住宅用火災警報器の設置促進事業及び住宅防火モデル地区指定事業を推進するとともに、事業所を対象とした防火対象物・危険物施設等の防火査察を実施し、火災予防の推進を図ってまいります。

また、救命率の向上を図る目的から、救急救命研修所へ2名の職員を派遣し、資格取得の促進を図るとともに、救急救命士を教育、指導する指導救命士養成研修へ救急救命士1名を派遣し、高度救急体制の充実強化に努めてまいります。

さらに、市民、学校、事業所等を対象としたAEDの取扱い方法を含む救命講習等、応急手当の普及啓発事業を新型コロナウイルス感染症予防対策を取りながら推進してまいります。

次に、非常備消防費の坂戸市消防団費及び鶴ヶ島市消防団費であります。主なものは団員の報酬のほか、団の運営に要する経費であります。

次に、常備消防施設費におきましては、地域住民の安全を確保すべく、現有資機材の有効活用を図りながら消防需要の増大に的確に対処するため、坂戸消防署東分署の東救急1号車及び鶴ヶ島消防署の鶴ヶ島救急1号車を更新配備するとともに、災害用ドローンを新規配備いたします。また、鶴ヶ島消防署に令和2年度中に救急車を増車することに伴い、2台の消防車両等が入庫できなくなる状況となるため、鶴ヶ島消防署車庫建設工事を実施し、車両管理体制の整備を行うものであります。

次に、坂戸市消防施設費におきましては、坂戸市消防団大家分団第3部の消防ポンプ自動車の更新のほか、坂戸、鶴ヶ島水道企業団への消火栓設置費及び維持管理費負担金等であります。また、鶴ヶ島市消防施設費におきましては、鶴ヶ島市消防団第四分団の消防ポンプ自動車の更新のほか、坂戸、鶴ヶ島水道企業団への消火栓設置費及び維持管理費負担金等であります。

これらに見合う歳入といたしましては、坂戸市及び鶴ヶ島市並びに西入間広域消防組合の負担金が主な

ものでありますが、その他組合債、繰越金等を計上し、収支の均衡を図った次第であります。

以上、議案第1号から議案第11号につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

(石川 清管理者降壇)

○藤野 登議長 以上をもって提案理由の説明は終わりました。



◎議案第1号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決に入ります。

最初に、日程第4・議案第1号・「専決処分の承認を求めることについて（坂戸・鶴ヶ島消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例関係）」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



◎議案第2号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第5・議案第2号・「専決処分の承認を求めることについて（坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係）」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



◎議案第３号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第６・議案第３号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第４号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第７・議案第４号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第8・議案第5号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第9・議案第6号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第10・議案第7号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

5番・宮坂裕之議員。

○5番（宮坂裕之議員） 5番、宮坂裕之です。ただいま議題になっております議案第7号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について質疑を行います。

本改正案では、附則内で次に掲げる作業に従事したときにおける同条第1項に規定する手当の額は、従事した日1日につき第1号に掲げる作業に従事した場合にあっては4,000円、第2号に掲げる作業に従事した場合にあっては1,500円の範囲内とするとのことでありますが、その金額の根拠についてお伺いをして1回目の質疑といたします。

○藤野 登議長 沼田庶務課長、答弁。

○沼田淳司庶務課長 お答え申し上げます。

第1号に掲げる作業に従事した場合にあっては4,000円、第2号に掲げる作業に従事した場合にあっては1,500円の範囲内の金額についての根拠についてでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症につきましましては指定感染症として定める等の政令が公布され、国家公務員におきまして人事院規則9—129、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9—30、特殊勤務手当の特例の一部を改正する規則が公布されました。

新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業の従事に対し、防疫等作業手当の支給が令和2年1月27日から適用されることとなりましたことから、金額につきましても人事院規則9—129の一部を改正する規則に準じた内容としているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

5番・宮坂裕之議員。

○5番（宮坂裕之議員） 再質疑をいたします。

金額についてでございますが、第1号については4,000円、第2号については1,500円の範囲内とのことでありますが、実際に支給する金額についてお伺いをいたします。

○藤野 登議長 沼田庶務課長、答弁。

○沼田淳司庶務課長 お答え申し上げます。

実際に支給する額についてでございますが、支給する額につきましても人事院規則9—129の一部改正に準じた内容での支給額としているところでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための火災出動手当、救急出動手当及び救助出動手当の特例において支給する消防出動手当を条例附則第2項第1号に掲げる作業に従事した職員に対し、日1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の体に接触して、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円とし、第2号に掲げる作業に従事した職員に対し、日1日につき1,000円、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者の体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては1,500円とするもので、坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正し、対応をしよう

とするものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

○5 番（宮坂裕之議員） 了解です。

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第11・議案第8号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第12・議案第9号・「埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について」に対する質疑に入ります。

6 番・長谷川清議員。

○6番（長谷川 清議員） 6番、長谷川でございます。埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置についてにつきまして、1点質疑をさせていただきたいと思います。

内容、それからスケジュール等々については、全員協議会の場で丁寧にご説明をいただいているわけですが、1点質疑をさせていただきたいのは、この協議会が設置された以降の協議会の中での意思決定、予算、決算に関する事、条例の制定、改廃に関する事、そういった内容と、構成市の議会との関係についてどのような形で認識をしておけばよろしいのかについて質疑をさせていただきたいと思います。

○藤野 登議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○藤野 登議長 再開いたします。

山岸指令課長、答弁。

○山岸久人指令課長 お答え申し上げます。

埼玉西部地域指令業務協議会に関しまして、意思決定並びに条例の関係、また構成市との協議につきましてですが、法定協議会が5月1日から行われます。その中におきまして協議会の意思決定とされます。また、条例に関しましても各消防本部の条例であります、埼玉西部の条例を遵守して進めてまいることになります。また、構成市、財政部局とも協議を行いまして、協議会を運営していきたいと思っております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

6番・長谷川清議員。

○6番（長谷川 清議員） 今、ご説明をさせていただいたわけなのですが、すみません。ちょっと事前に確認をしておけばよかったのですが、今の答弁ですと、私の聞きたいことと若干ずれていた部分があったのかなと思うので、すみません。協議会を設置して、構成市の消防長さんがその協議会のメンバーになって、いろいろな議論がされて、どのようにやっていくのかというのは、そこで話し合いがされるのだと思うのですが、その後、ここの協議会自身に議会が設置されるわけではないと思うので、そうするとその内容が、それぞれの構成市の予算に関する事とか、こういった費用がこれからかかるのではないかとか、こういった負担金を頂いているけれども、足りないのではないかとみたいな話が出たときに、その話が会議を経てそれぞれの構成市に下りてくると。

それぞれの構成市が、下りてきたときに、今度はそれぞれの構成市で補正を組むなり、当初予算なら予算を組むなりという形になってくるのかなと思って想像はしているのですが、そうすると一番最初の予算に関わる内容のときに、ある一定の、当然最初は消防指令のほうで、構成市の議会に先に予算を決めたものになるものなのか、ないしは協議会でこれだけ年間かかっていくよねというような話があって、

それぞれに分担していくものなのか、そういった流れがいまいちちょっとよく見えていない部分と、当然いろんなルールを運営していくに当たってつくる必要が出てきた場合に、条例をつくるものなのか、規則なのか、要綱なのかというような問題が発生してきたときに、やはりそれはそれぞれの構成市で議論をして、それぞれに決めていくものなのか、ないしはどこかでそういった議論をして、ただ議会がないので、条例という形にはならないのかなと思うのですが、その辺の全体像がちょっと見えなかったものですから、大変申し訳ない。打合せなしの質疑でご迷惑かける部分があるかなと思うのですが、ざっくりとその辺でご説明をいただければありがたいと思います。

○藤野 登議長 石川管理者、答弁。

○石川 清管理者 この協議会ができて分裂するかもしれないし、そのままスムーズにいくかまだ全く分かりません。でも、坂戸・鶴ヶ島には議会がありますので、その都度、議会にはちゃんと今こういう状態だと報告をして相談していきたいと思います。まだ海のものとも山のものとも分からないので、その辺もしっかりみんなと相談しながらやってまいります。

○藤野 登議長 よろしいですか。

○6番（長谷川 清議員） 了解です。

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第13・議案第10号・「令和2年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第2号）を定める件」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第14・議案第11号・「令和3年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」に対する質疑に入ります。

5番・宮坂裕之議員。

○5番(宮坂裕之議員) 5番、宮坂裕之です。ただいま議題となっております議案第11号・「令和3年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」について質疑を行います。

本議案では、新たに災害用ドローンを導入するための予算が計上されております。その災害用ドローンの配備や使用方法、用途などの運用についてお伺いをいたします。

また、実際に災害用ドローンが活用された事例についてもお伺いをして、1回目の質疑といたします。

○藤野 登議長 吉川警防課長、答弁。

○吉川正晃警防課長 お答え申し上げます。

はじめに、ドローンの運用方法についてでございますが、導入された際、ドローン本体は坂戸消防署に配備しております指揮車に常時積載しておく予定でございます。なお、指揮隊については3名で構成され、基本的に管内全ての災害に対し出場し、現状において有効かつ円滑な消防活動ができるよう総括的な指揮活動を実施する隊でございます。したがって、ドローン導入配備の際、火災発生時、指揮隊は現場到着と同時に指揮本部を立ち上げるとともにドローンを飛行し、上空からの映像を指揮本部や指令課に電送することにより、早期の被害状況の把握や円滑な指揮活動に役立てられるものと考えているところでございます。

また、鎮火後の原因究明等火災調査の際にも、上空からの映像により温度の相違や焼け残り状況から早期のうちに出火箇所の特定にも一翼を担うものと考えております。さらには、火災等だけではなく、河川などにおける要救助者の発見や水害時における避難住民などへの広報など、附属するカメラ映像、赤外線及びスピーカーを最大限に活用し、あらゆる災害に対し有効な消防活動につながると考えているところでございます。

次に、実際に災害用ドローンが現場で活動された事例についてでございますが、昨年、ドローンを導入した比企広域消防本部では、火災事案11件において即時にドローンを飛行させ、消防本部や現場に向かう後着隊への貴重な情報源となり得ることから、効果的な消火活動につながっていると聞いております。

本組合におきましても導入後は、あらゆる災害に対して活用し、早急的な実態把握をすることで、これまで以上に的確な災害活動につながるものと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

5 番・宮坂裕之議員。

○5 番（宮坂裕之議員） 再質疑を行います。

ただいまの回答にあったような運用で映像が得られるかと思いますが、その映像については被災者、保険会社及び近隣の方などの利害関係者から公開を求められたときの対応についてお伺いいたします。

次に、昨年拡大されたということでニュースになりましたが、ドローンには飛行禁止区域というものがあるかと認識をしておりますが、具体的にどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

そして、禁止区域がある中で、災害時のドローンの飛行は問題がないのかをお伺いいたします。

○藤野 登議長 吉川警防課長、答弁。

○吉川正晃警防課長 お答え申し上げます。

初めに、利害関係者から公開を求められたときの対応についてでございますが、火災、水害、水難救助、高所救助現場等において情報収集をしたドローン映像は広範囲に及ぶことが多くありますことから、個人を特定し、不利益な情報も含まれていることが考えられます。情報開示については、原則開示することは認識しておりますが、個人情報保護の観点から開示するために不利益な情報等を修正することは技術的に困難であることから、基本的には情報開示をすることはできないものと考えているところでございます。

また、埼玉県内でドローンを運用開始している11消防本部からの情報といたしましては、7本部が開示については今後検討していく、4本部が開示をしないとのことでございました。本組合におきましても坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開条例及び同個人情報保護条例などにに基づき、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、ドローンの飛行禁止区域についてでございますが、航空法の規制されている飛行禁止区域は、空港等の周辺の上空の空域、地表または水面から150メートル以上の高さの空域及び平成27年の国税調査の結果による人口集中地区の上空になります。これらの区域を飛行させる場合には、航空法第132条第1項の規定により、国土交通大臣の許可が必要となります。

次に、ドローンの飛行禁止区域がある中で、災害時のドローンの飛行についてでございますが、航空法によりますと国、地方公共団体またはこれらの依頼を受けた者が、事故、災害に際し、捜査、救助及び調査のために無人航空機ドローンを飛行させる場合には、緊急措置として航空法第132条第1項に規定されている飛行の禁止区域及び同第132条の2第1項第5号から第10号までに規定されている飛行の制限が適用されません。このことから災害時及び火災調査等の目的で飛行する場合も含め、ドローンを活用することが可能となります。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

5 番・宮坂裕之議員。

○5 番（宮坂裕之議員） 再々質疑を行います。

実際の運用については理解をいたしましたが、その運用の前の日常の訓練が非常に大切であると推察をされます。その主な訓練の内容についてお伺いをいたします。

また、先ほどの飛行禁止区域についての回答をいただきましたが、そういった中で日常の訓練飛行のための用地は確保できているのかをお伺いいたします。

○藤野 登議長 吉川警防課長、答弁。

○吉川正晃警防課長 お答え申し上げます。

日常での操作訓練時の訓練内容と訓練用地についてでございますが、災害用ドローンを飛行させる職員の訓練につきましては、基本的な操縦技能の習得のため、離着陸、ホバリング、左右方向の移動、前後方向の移動、水平面内での飛行の5項目が容易にできるよう、10時間以上の操縦訓練を実施いたします。これらに加え対面飛行、水平飛行と上昇、下降の組み合わせ飛行、8の字飛行の操縦訓練が必要となります。操作訓練場所は許可等が不要な場所である鶴ヶ島消防署及び坂戸消防署東分署を予定しております。また、屋内での飛行は航空法の規制の対象外となりますことから、雨天時などは鶴ヶ島消防署練成室等におきまして訓練を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の事務調査について

○藤野 登議長 次に、日程第15・「閉会中の事務調査について」を議題といたします。

概要につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。本件を閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○藤野 登議長 再開いたします。

◇

◎一般質問

○藤野 登議長 日程第16・「一般質問」を行います。

通告者は1人であります。

発言を許可いたします。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め60分以内になっておりますので、ご注意ください。

7番・森田文明議員。

(7番「森田文明議員」登壇)

○7番(森田文明議員) 7番、森田文明です。ただいまから通告に従いまして一般質問を行います。

通告した質問は1点、気象観測データの活用についてであります。気象庁の観測によれば、我が国の日降水量200ミリ以上の大雨の年間発生日数は増加しており、1990年から2019年までの最近30年間と、統計開始の1901年から1930年までの30年間で比較すると約1.7倍となっているなど、大雨の頻度は強度とともに増しているとのことであります。

こうした気候変動には地球温暖化が影響していると考えられており、我が国の平均気温は気象庁の観測で1898年から2019年で100年当たり1.24度の割合で上昇しております。令和2年度版「防災白書」によれば、例えば我が国で平均気温が2度上昇した場合に、国土交通省の試算で降水量は1.1倍となり、現在の河川計画で目標としている降水量や流量の規模での洪水の発生頻度は2倍になるとされ、今後、気候変動の影響により、我が国及び世界で気象災害のリスクは一層高まるおそれがあるとしています。

こうした状況を踏まえ、「防災白書」では、国民一人一人が気候変動は日々の生活にどう関わってくるのかを身近に意識し、自助、共助などの防災意識を高めて災害に備えるとともに、公助を中心とした防災対策では、気候変動による災害の頻発化、激甚化を織り込んだ体制を整備していく必要があるとしております。

本組合においては、独自の観測機器により、日々の気温や降水量等の気象状況を観測し、その記録をまとめて毎年発行している「消防統計」の中で公表しておりますが、今後においては本組合が観測を開始してからこれまで蓄積している観測データも活用して、本組合管内住民の気候変動と防災意識を高めていく取組が必要であると考えます。

そこで、次の1点について質問します。本組合で観測している気象観測データの活用についてをお伺いして、1回目の質問といたします。

(7番「森田文明議員」降壇)

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

(中村政美消防長登壇)

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

消防本部で観測している気象観測データの活用についてでございますが、消防本部の気象観測装置の設

置の目的といたしましては、第一に災害現場に出場する活動隊への支援を目的として観測しており、風速、風向、気温、湿度、気圧、雨量の各気象データが直接指令台及び出場時に携行する出場指令書へ反映されるものでございます。この各気象データは、指令台表示板に10分ごとに表示をされ、無線指令においても現場出場隊に指示を行っております。

現時点における気象観測データの活用方法の例といたしましては、火災出場時に消防車等が現場到着した際に、消防活動上有利な部署位置を決定するための情報として、風向、風速を出場隊に周知することにより、適切な消火活動等につなげられるよう観測データを活用しているものでございます。この気象観測装置は、気象庁長官登録検定機関であります一般財団法人気象観測業務支援センターの検定を受けており、観測したデータにつきましては「消防統計」に掲載するとともに、両構成市への情報提供、また警察からの照会事案にも対応するなどの活用を実施しております。

以上でございます。

(中村政美消防長降壇)

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番(森田文明議員) 答弁いただきましたので、これより一問一答方式により質問させていただきます。
はじめに、本組合では、いつから気象観測を開始したのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組合では、いつから観測を開始したのかについてでございますが、本組合での気象観測開始時期は昭和48年12月15日、消防庁舎新築時に自動計測気象観測装置を設置し、観測を開始しております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番(森田文明議員) 次に、この消防本部で気象観測を行っている機器について伺います。行政報告書によれば、この総合気象観測装置については平成17年3月に取得しているわけでありましたが、その設置費用について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

設置費用についてでございますが、現指令台システム一式導入費が約2億2,000万円で行いました。その中での気象観測装置につきましては、当時、請負契約の受注者側からの内訳書によれば221万2,000円でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番(森田文明議員) 気象観測装置は221万2,000円で設置したとのことであります。先ほどの答弁の中で、総合気象観測装置については気象庁長官登録検定機関である一般財団法人気象観測業務支援センター

の検定を受けているとのことですが、この設置後における検定の状況とその費用について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

保守点検の状況とその費用についてでございますが、現在の気象観測装置は平成17年3月に指令台システム導入時に更新したものでございます。気象観測装置検定に関しましては、5年に1回のオーバーホールを実施し、検定を受けております。実施年度につきましては、平成21年、平成26年、令和元年に実施しており、令和元年の費用に関しましては175万円で行いました。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 次に、1点確認させていただきますけれども、この検定を受ける理由について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 検定を受ける理由でございますが、先ほどお話をいたしました気象観測の目的、災害出動に万全を期すためでございますので、的確な情報を得るために検定を受けているものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 検定を受けているということは、これは公式に公表できる、そういったものと理解してよろしいのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 ただいまの公式に公表できるのかであります。検定を受けておりますので、公表できるとということで、当組合では「消防統計」に掲載をし、公表をしているものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 平成17年3月に221万2,000円で設置した気象観測装置、これについて5年ごとにオーバーホールを実施して検定を受けていて、その費用は1回当たり175万円支出していることは理解いたしました。

次の質問に移りますが、本組合が発行している「消防統計」には、気温、湿度、風速、風向頻度、降水量、天候、気象情報の7項目が掲載されているわけですが、この「消防統計」は何年から発行され、どのようなところに配布されているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

「消防統計」は何年から発行され、どのようなところに配布されているのかについてでございますが、「消防統計」は昭和50年版を昭和51年中に第1号として発刊し、現在まで令和元年版第45号を発刊いたし

ました。

なお、当「消防統計」発刊後の配布先についてでございますが、昨年の配布先で申し上げますと坂戸市及び鶴ヶ島市の主要部局をはじめ一部事務組合、両市の図書館、公民館並びに消防組合議員、監査委員、消防団など外部には計98部を配布いたしました。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 「消防統計」は昭和50年から発行されているとのことであります。ということは、令和2年までの46年間にわたるデータを組合で保有しているということで理解してよろしいのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

46年間にわたるデータを本組合で保有をしているのかについてでございますが、「消防統計」に掲載の気象観測データに関しましては、昭和50年から現在までの気温、湿度、風速、風向頻度、降水量、天候、気象情報の7項目が掲載されてございますが、その内容は主に年次及び月別ごとのみのデータが掲載してございます。また、平成2年3月以降のデータにつきましては、現指令台の気象観測システムのパソコン内「消防統計」のデータに加え、さらに10分ごとの詳細な観測データが記録、保有されているものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 46年間にわたるデータを保有しているというふうな理解をいたしました。では、これからは観測されたデータについて具体的に伺ってまいります。

はじめに、観測した気温について伺いますが、国内での観測史上の最高気温は、平成30年7月23日に熊谷市と昨年8月17日に静岡県浜松市でそれぞれ観測された41.1度であります。本組合でこれまでに観測した最高気温の状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

これまでに観測した最高気温の状況についてでございますが、これまで観測いたしました最高気温は平成9年7月5日に観測いたしました40.5度でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） これまで観測された最高気温40.5度であったとのことでございます。気象に関して最高気温が30度を越えた日を真夏日、35度を越えた日は猛暑日とされております。近年、夏場における熱中症患者が増加している、あるいは農作物にも高温障害が出ている等をよく耳にしますが、本組合の観

測データの中で、昭和50年から昭和59年までの10年間と平成23年から令和2年までの直近10年間と比較した場合に、最高気温が30度を超えた真夏日の観測日数の変化について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

昭和50年から昭和59年までの10年間の真夏日を観測した日数のデータにつきましては、「消防統計」のデータとなりますことから日数の記録がございませんので、この期間においては現指令台の気象観測データであります今から30年前の平成3年からの10年間で期間をお答えを申し上げます。

平成3年から平成12年までの10年間で観測した真夏日が561日、平成23年から令和2年までが690日ございました。したがって、30年前の10年間より直近の10年間の真夏日の観測日数のほうが129日増加している状況でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 昭和50年から昭和59年までの観測した日数については、詳細な記録がないことは理解いたしました。

それで、最高気温が30度を超えた真夏日が、30年前の10年間と直近の10年間、この比較した答弁をいただきました。最近の10年間のほうが129日多いということであります。1年当たりによれば13日増えているということになるわけであります。

では、同様に35度を超えた猛暑日について、30年前の10年間と直近の10年間で比較した場合に、どのような状況になるのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

最高気温が35度を超えた猛暑日を観測した日数についてでございますが、平成3年から平成12年までの猛暑日が147日、平成23年から令和2年までが191日ございました。したがって、30年前の10年間より直近の10年間の猛暑日の観測日数のほうが44日多く、1年間に換算すると猛暑日が4.4日増加している状況でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 夏場における真夏日、猛暑日は、いずれも近年、増加している状況は理解いたしました。

次に、本組合で観測した最低気温について伺います。国内での観測史上の最低気温は、北海道旭川市で観測されたマイナス41度となっているようですが、本組合で観測したこれまでの最低気温は何度であったのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

最低気温は何度であったのかについてでございますが、組合で観測した過去の最低気温は、月、日については不明でございますが、昭和51年に観測いたしましたマイナス10.5度でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 本組合で観測したこれまでの最低気温が、今から45年前の昭和51年のマイナス10.5度だったとのことでございます。

次に、最低気温が零度未満の日、すなわち冬日の状況について伺いますが、先ほどの真夏日、猛暑日と同様に30年前の10年間と直近10年間で比較した場合に、冬日を観測した日数の変化についてどのような状況なのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

最低気温が零度未満の日、すなわち冬日の状況につきましては、平成3年から12年までの日数は510日、平成23年から令和2年までは450日ございました。したがって、30年前の10年間よりも直近の10年間のほうが60日減少し、1年間で換算すると冬日が6日減少している状況でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 最低気温が零度未満の冬日は、30年前の10年間と直近の10年間で比較して、直近の10年間のほうが60日減少、1年当たり約6日減っているとのことでございます。当組合管内は、30年前と比べ、夏及び冬とともに高温傾向となっている、つまり温暖化傾向にあることが分かりました。

では次に、本組合管内の平均気温の変化についてお聞きしますが、本組合での観測記録が残っている最初の昭和50年から昭和59年までの10年間と平成23年から令和2年までの直近10年間と比較した場合に、年間平均気温はどのように推移しているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組合の年間平均気温はどのように推移しているのかについてでございますが、昭和50年から昭和59年までの10年間の平均気温が13.9度に対し、平成23年から令和2年までの10年間の平均気温が15.5度を観測しております。このことから46年前の10年間と比較いたしますと、直近10年間では平均気温が1.6度上昇しているものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 46年前の10年間と直近10年間比較して、平均気温が1.6度上昇しているとの答弁であります。このことは、まさに本組合管内も温暖化が着実に進行していることを物語っているわけであります。近年、温暖化の影響によって、風水害については多発化、大規模化、激甚化していると言われてお

りますが、次に降水量について伺います。

一昨年10月に襲来した台風19号では、坂戸市において床上浸水が243棟、床下浸水161棟という甚大な浸水被害が発生しました。この台風第19号での降雨量は、本組合観測で時間最大雨量が43.5ミリ、48時間の累加雨量が313.5ミリであったわけであります。この降雨量は、本組合で観測を開始した昭和50年以降においてどのような位置づけとなるのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

台風第19号での降雨量は、本組合で観測を開始した昭和50年以降においてどのような位置づけとなっているのかについてでございますが、台風災害や集中豪雨などの被害が大きかった災害の中で降雨量が200ミリを超えた災害では、平成11年8月、集中豪雨において降雨量295.5ミリ、平成23年7月、台風第6号において225.5ミリ、同年8月、台風第12号において345.5ミリ、平成24年6月、台風第4号において269.0ミリ、平成29年10月、台風第21号において267ミリ、令和元年、台風第19号において313.5ミリでございましたので、一昨年10月に襲来した台風第19号では、昭和50年以降においては2番目に多い降雨量となります。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 一昨年10月に襲来した台風第19号での降雨量は、昭和50年観測開始以降2番目に多い降雨量であったとのことであります。この年間の降水量について伺いますが、本組合発行の令和元年版「消防統計」によれば、令和元年における年間降水量は1,715ミリであったとのことであります。この年間降水量について、本組合で観測を開始した昭和50年から59年までの10年間と、平成23年から令和2年までの最近10年間と比較した場合に、どのように変化したのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

昭和50年から昭和59年までの10年間の平均年間降水量は988.3ミリに対し、平成23年から令和2年までの10年間の平均年間降水量は1,322.5ミリでございました。したがって、46年前の10年間より直近の10年間の平均年間降水量のほうが334.2ミリ増加している状況でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 46年前の昭和50年からの10年間と最近10年間と比較した場合に、直近の10年間のほうが334.2ミリ増加しているとのことでございます。近年、雨の降り方も変化してきておりまして、時間降水量50ミリ以上の非常に激しい雨や時間降水量80ミリ以上の猛烈な雨の発生回数や局地的豪雨、ゲリラ豪雨の発生回数も増加傾向にあると言われております。

一昨年の台風第19号で、時間最大雨量は43.5ミリであったとのことでありますが、最近10年間における管内での非常に激しい雨あるいは猛烈な雨の発生の回数について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

直近10年間の管内における非常に激しい雨や猛烈な雨の発生回数の状況についてでございますが、時間降水量50ミリ以上の非常に激しい雨及び時間降水量80ミリ以上の猛烈な雨の発生はございませんでした。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 非常に激しい雨あるいは猛烈な雨の発生はなかったとのことであります。ですが、今後は発生する可能性は非常に高いと私は思っております。

次に、今度は風速について伺いますが、本組合で観測開始以降に観測した最大瞬間風速は、毎秒何メートルだったのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

観測開始以降に観測した最大瞬間風速は毎秒何メートルだったのかについてでございますが、本組合で観測いたしました最大瞬間風速は、平成3年3月3日に52.4メートルでございました。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） これまで観測した最大瞬間風速は52.4メートルということでございます。毎秒52.4メートル、これは猛烈な風に位置し、屋外での行動は極めて危険な状態で、走行中の車は横転する危険のある風であり、温暖化により巨大化する台風が増えるとの予測もあり、今後、その備えも重要であると考えます。

次に、天候についてであります、「消防統計」では晴れ、曇り、雨、雪に分類して年間における観測日数をそれぞれ掲載しておりますが、昭和50年から昭和59年までの10年間と平成23年から令和2年までの直近10年間と比較した場合に、どんな特徴が見られるのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

天候についてでございますが、最初に昭和50年から昭和59年までの10年間の天候では、晴れが1,899日、曇りが809日、雨が909日、雪が36日であり、平成23年から令和2年までの10年間は、晴れが2,135日、曇りが1,096日、雨が404日、雪が18日でございました。特徴といたしましては、直近10年間のほうが晴れ、曇りが多く、雨、雪の日が減少している状況でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 天候については、直近10年間のほうが晴れ、曇りが多く、雨、雪の日が減少しているとのことであります。ということは、先ほどの年間降水量を含めて考慮いたしますと、最近10年間の傾向として46年前と比較して雨、雪の日が減少しているが、逆に年間降水量は増えている状況となってい

るわけであります。つまり雨、雪の1日当たりの降水量は増加している状況となっていることが理解できました。

さて、これまでこういった個々の観測データの内容について質問してきましたけれども、こうしたデータをまとめた観測記録集を刊行したことがあるのかどうか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

観測データをまとめた観測記録集を刊行したことがあるのかについてでございますが、本組合では気象観測に関するデータにつきましては、「消防統計」に掲載はしておりますが、書籍などを刊行したことはございません。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） これまで観測したデータを取りまとめた観測記録集は刊行したことがなく、「消防統計」に掲載するのみであるとのことであります。第1回目の答弁の中で、消防本部で観測したデータについて、構成両市へも情報提供しているとの答弁がありましたが、具体的にどのようなデータを提供しているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

観測したデータを具体的にどのように提供しているのかについてでございますが、両構成市への情報提供につきましては、基本的に降水量や気温等をその都度ご要望に応じて提供している状況でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 構成両市への気象データの提供は、組合から積極的に提供しているということではなくて、構成両市から要望があった場合に降水量や気温等を提供しているとのことであります。先ほどの質問でも申し上げましたが、本組合では46年間にわたって観測した気温や降水量、風速や天候等の貴重な気象情報があるわけであります。これだけの気象データを保有しているのは、構成両市の中で当組合だけであると思いますし、遑って記録をつけるといっても作れない貴重な財産であるとは私は考えます。私は、本組合が所有している観測データを活用して、当組合管内も温暖化が進行している事実を管内住民に広く周知し、日々の生活にどう関わってくるのか身近に意識していただき、自助、共助などの防災意識を高めるための広報活動を行うべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

管内住民に対し広く周知するなどの広報活動を行うべきではないかについてでございますが、消防組合といたしましては気象観測データは基本的に災害現場における消火活動の支援として有効かつ効果的な活動につなげるための観測データであります。同時に広く市民には火災予防の一環として地域の消防訓練

や防災講話等の際に、台風襲来または集中豪雨の降雨量にも触れ、大規模災害時などの心構えなど防災意識を高める取組を実施しているものでございます。

また、議員さんのご質問のとおり、これまでの観測データなどを活用して、管内の温暖化が進行している事実を管内住民に対して広く周知するとともに、日々の生活にどう関わってくるのかを身近に意識していただき、自助、共助などの防災意識を高めるための広報活動につきましては、防災の所管である構成市防災部局などに常に観測データの情報提供ができるようデータ収集・整理し、準備は整えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 気象観測は基本的に災害現場における消火活動の支援のために観測しているのであって、所有しているデータについては構成両市の防災部局に情報提供ができるよう整理し、準備を整えておくとのことで、積極的な活用は考えていないと受け取れる答弁であります。

現在、使用している総合気象観測装置は、平成17年3月に221万2,000円で取得し、公式に公表できるように気象庁長官登録検定機関の検定を5年に1回受けている。その費用が1回当たり約175万円、単純にこれまで3回実施しているので、約500万円を超える検定に要する費用、そしてまた毎年の保守点検費用をかけているわけであります。

また、昭和48年12月に初めて設置した自動計測気象観測装置からの費用を含めれば、この気象観測に相当な費用を投じているわけであって、その対価として46年間の観測データが蓄積されているわけであります。災害現場における消火活動の支援として使用する観測データを得るだけであれば、これほどまでの経費をかける必要があるのか、そういった疑問さえも感じます。

そもそも本組合では、この気象観測データを公式に公表できることを前提にして機器を設置し、維持管理しているわけで、これまで蓄積してきた46年間の観測データと、先ほどやり取りした質疑においての答弁があった分析結果等のコメントを加えれば、何も外部発注しなくても観測記録集の作成は可能でありますし、この作成された観測記録集を小中学校の教材資料として構成両市の教育委員会や防災や環境、農業行政資料として構成両市に情報提供するとともに、図書館に配置して市民に広く周知するなど、この観測データの活用を図らなくてはもったいないと考えます。

今、地球温暖化の原因と考えられる温室効果ガスである二酸化炭素の排出を可能な限り減らし、脱炭素社会を実現することが地球環境を守るために重要と世界各国が取組を開始し、また我が国においても政府は2050年の脱炭素社会の実現を目指しております。こうした背景も含めて考慮いたしますと、今後において、この観測データを積極的に活用することが求められていると思いますし、本組合のシティプロモーションにもつながると考えますが、石川管理者のご見解を伺います。

○藤野 登議長 石川管理者、答弁。

○石川 清管理者 今の災害時において、過去の資料はマイナスであります。管理者として想定外だからといって市民の皆様には謝ることはできません。常総市のときの鬼怒川の決壊、あの当時、坂戸市の上に線状降水帯、赤い帯がずっとありました。私が子供のときは、台風が来ても、雨はずっと流れます。線状降水

帯なんて考えたこともありませんでした。

台風19号、入西へ見に行きました。そのときに水の流れが異常だと思いました。森田議員さんがお住まいになっている戸口というところは、床上浸水は一度もありませんでした。昔の資料で床上浸水一回もない、だから大丈夫だ。今、それは通じません。やっぱり調べて見に行ったら、6件だけ床上浸水がありました。逆に災害時、水害時は、市長管理者としては逆に判断を誤るのではないかな、今つくづく感じていますので、逆にそういう資料は作る必要はないと考えております。

以上であります。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 管理者から伺いました。これはあくまでも私の質問の趣旨については、地球温暖化が進行している。そういう温度の、あるいは気象状況の話でございまして、今のは受け止めてまいります。

最後の質問をさせていただきます。令和3年5月1日から消防指令事務を埼玉西部地域消防指令事務協議会において行う計画で今議会に議案が提出されていたわけでありましたが、消防指令事務の移行後の本組合での気象観測がどうなっていくのか伺って、最後の質問といたします。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

消防指令事務の移行後の本組合での気象観測はどうなるのかについてでございますが、法定協議会が発足した後に4消防本部で協議、検討をしていく中で、指令台システムの構築がございまして。その中で、各消防本部で気象観測をして指令台へ送るのか、また最近、精度を増しております民間の気象会社に委託をするのかなどを検討していくものと承知しております。

なお、当組合の現行の気象観測装置につきましては、令和5年度にオーバーホールを実施し、検定を受ける計画となっておりますことから、令和10年度までは活用できることから、消火活動には支障ないと考えているところでございます。

また、令和10年度以降を含めました消防指令業務共同運用発足後の気象観測装置設置につきましては、4消防本部におけるシステム構築の中で、4消防本部全ての管轄内における災害において気象観測データが有効活用できるよう、管内全てを考慮した中で効果的な整備を協議、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

○7番（森田文明議員） 終わります。

○藤野 登議長 以上で一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

(藤野 登議長起立)

○藤野 登議長 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様、本日はご理解とご協力を賜り、閉会の運びとなりましたことに深く感謝申し上げます。

立春も過ぎ、梅の花も開花してまいりました。しかし、まだまだ寒さの続く折でもございます。議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用のこととは存じますが、くれぐれも健康にはご留意いただきまして、今後とも地域の進展と消防行政推進のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

(藤野 登議長着席)



◎管理者の挨拶

○藤野 登議長 石川管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石川管理者。

(石川 清管理者登壇)

○石川 清管理者 議員皆様方におかれましては、大変ご多用の中、ご出席を賜りまして、提出議案につきまして全て原案のとおり可決をいただき、心から感謝を申し上げます。

11月議会定例会以降の各種事業及び火災等の概要につきましてご報告申し上げます。はじめに、各種事業であります。令和3年消防出初め式につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止といたしましたが、代わりにオンライン消防出初め式として作成した12の動画を1月8日から2月5日までの間、配信いたしました。非常に多くの方々に見ていただき、アンケート調査の結果からも好評であったと感じております。

次に、1月27日に開催されました第42回埼玉県消防職員意見発表会に、当消防組合を代表して坂戸消防署東分署の齋藤消防副士長が出席し、優良賞を受賞いたしました。

次に、火災件数であります。昨年1月から12月までの1年間の総数は49件で、前年と比較いたしますと1件の増となっております。このうち建物火災は26件で、前年と比較いたしますと3件の増でありました。なお、本年1月は5件で、前年比3件の増となっております。

次に、救急出場件数であります。昨年1年間の総数は7,235件で、前年と比較いたしますと803件の減となり、一日平均では19.8件となりました。また、本年1月は643件で、前年比7件の減となっております。

新型コロナウイルス感染症もまだまだ収束が見えない状況であります。火災をはじめとする災害態様も複雑多様化の傾向にありますことから、今後におきましても各種災害に的確に対応し、住民の負託に応えるべく万全を期してまいり所存でありますので、議員皆様には変わらざるご支援、ご指導をお願い申し上げます。

議員皆様方のご理解とご協力をいただき、本日の定例会が滞りなく終了できましたことに対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、議員皆様におかれましては健康に十分ご留意され、ますますのご活躍を

お祈り申し上げまして挨拶いたします。ありがとうございました。

(石川 清管理者降壇)



◎閉議及び閉会の宣告

(午前11時31分)

○藤野 登議長 これをもちまして、令和3年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。